

令和5年度に広島市立高等学校等へ入学を希望される方へ

市立高等学校等の入学料の免除について

一定の要件を満たす方の市立高等学校等入学料を全額免除します。

1 対象者

- (1) 保護者全員の住民税所得割が非課税の生徒（生活保護受給者も含む。）
- (2) 入学前のおおむね半年間に災害により住家が全半壊、流出（一部を含む。）又は全半焼した生徒

2 免除される入学料

学校	全日制高校及び中等教育学校の後期課程	広島みらい創生高等学校
入学料	5,650 円	1,100 円

3 申請方法

市立高等学校の合格発表日に、入学する市立高等学校から入学料免除申請書をお渡ししますので、対象者は、原則として合格者登校日に、必要書類を添付の上、高等学校に御提出ください（高等学校によっては提出時期が異なることがあります。合格発表日にお伝えします。）。

なお、中等教育学校については、学校を通じ、申請方法等を別途通知します。

※ 県立高校とは申請時期が異なります。また、市立高校の場合には、対象者のうち、入学予定の合格者以外の方は申請することができませんので御注意ください。

4 申請時提出書類

- (1) 入学料免除申請書
市立高等学校の合格発表日にお渡しします。
- (2) 添付書類（1(1)の場合はアかイのいずれか。1(2)の場合はウ。）
 - ア 課税証明書等（保護者全員の課税額を確認できる書類）
 - イ 広島県教育委員会が発行する入学料免除決定通知書
 - ウ り災証明書
- ※ 添付書類は写しでも構いません。
- ※ 詳しくは入学料免除申請書に掲載していますので、御覧ください。

5 申請期限

市立高等学校：各学校の合格者登校日【必着】

中等教育学校：令和5年3月10日(金)【必着】

※やむを得ない事情により上記期限に間に合わない場合は、令和5年3月27日(月)まで。

6 免除決定

原則として入学式までに決定し、市教委から申請者本人宛に入学料免除決定通知書を送付します。免除決定を受けた方は、入学料を納付する必要はありません。

また、入学式までに入学料免除決定通知書が届いていない場合であっても、審査結果が分かるまでは入学料を納付しないでください。納付された場合は、原則として還付することができません。

免除申請手続等について、不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

広島市教育委員会事務局総務部学事課学事係

担当：中島

Tel：082-504-2469（平日8：30～17：15）

e-Mail：gakujika@city.hiroshima.lg.jp